

特集

## 清算所得課税の廃止 解散後も通常の所得課税へ

～ 平成 22 年度税制改正 ～

### 会社の解散・清算終了とは？

会社を自発的にたたむ方法としては、会社の解散・清算という手続きがとられます。

「**解散**」というのは、株式会社であれば、株主総会の決議等によってそれまでの会社運営の業務を終わらせることをいいます。つまり解散をすることによって**営業活動等の会社を運営していく上で必要な活動を終えること**になります。

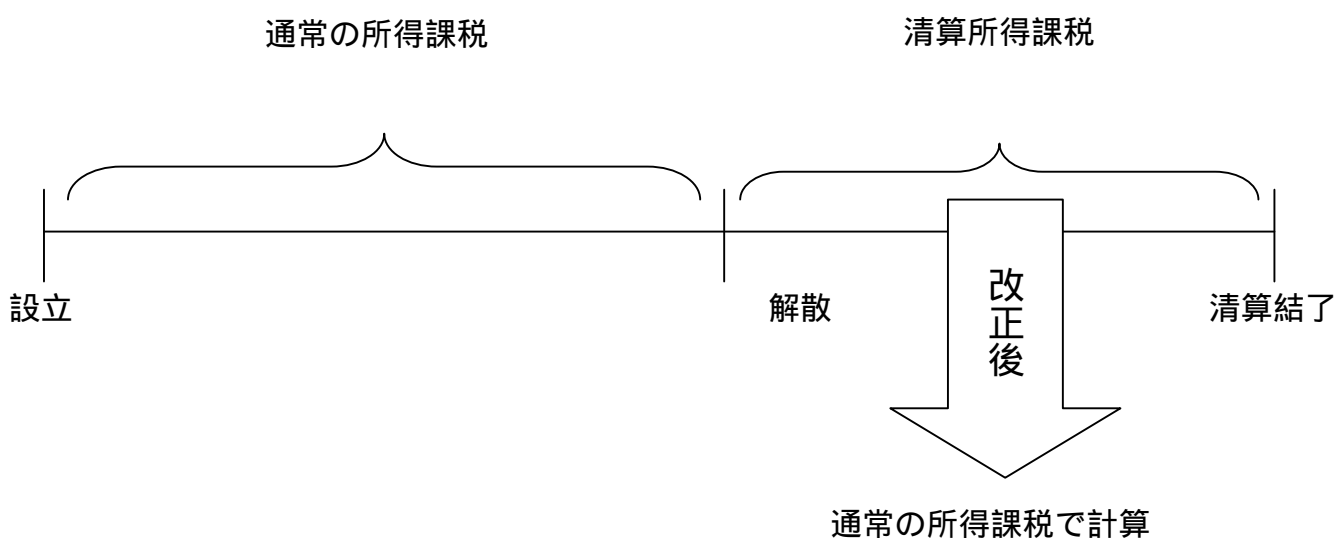
ただし、解散をただけでは、まだ完全に会社をたたみました、とは言えません。

解散したといっても、日常の営業活動等を終わらせただけにすぎませんから、その後には財産の処分、債務の整理、法人税等の申告などといったいわゆる清算業務が残っています。

このように、**解散後の会社を終わらせるまでの様々な残務整理の過程のことを「清算」といいます**。そしてこの清算業務を行う人のことを清算人と言います。

「解散」、「清算」を経て最後に「**清算終了**」の登記を行い、ようやく会社を終わらせることができます。

会社の設立から清算までの流れ



【改正の概要】

法人が解散した場合の清算所得課税が廃止され、通常の所得課税に移行されます。

【改正の内容】

通常の法人税は、

$$\text{(算式)} \quad \text{益金の額(収入)} - \text{損金の額(費用)} = \text{課税標準} \times \text{税率} = \text{法人税}$$

解散後は、

$$\text{(算式)} \quad \text{残余財産の価額} - (\text{解散時の資本金等の額} + \text{利益積立金額等}) \\ = \text{課税標準} \times \text{税率} = \text{清算所得に対する法人税}$$

今回の税制改正により、解散前後で課税方式が異ならないよう清算所得課税が廃止され、会社が解散した後においても、通常の所得に対して課税が行われることとなります。

なお、改正前後で税負担が変わらないように、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の措置が講じられます。

期限切れ欠損金とは・・・青色申告書で提出した欠損金に加え、それより前の欠損金（期限切れ欠損金）も損金扱いできる。債務免除の利益などを欠損金で相殺でき、課税を免れる場合もあります。

ただし、過去に融資対策で益出しを行い、欠損金はその分過小に計上されている企業の場合には、債務免除益との相殺金額が減少することになり、このままでは多額の納税を強いられるおそれがあるので注意が必要です。

（改正前）

清算所得課税

残余財産の価額 (時価)	解散時の資本等の金額
	解散時の利益積等
} 課税所得	

（改正後）

通常の所得課税

損金 (費用)	益金 (収益)
} 課税所得	

(担当：梅津・長澤)